

国民年金のお知らせ

ご不明な点や手続きについて、詳しくは市役所または釧路年金事務所にお問い合わせください。

問合先 市役所医療年金課年金担当 (☎31-4532)

【申請書の郵送依頼等】 日本年金機構 釧路年金事務所国民年金課 (☎61-6000、61-6001、61-6002 ※音声案内が2回流れます。2回とも「2」を選択してください)

国民年金保険料の納付は便利でお得な方法をご利用ください

便利 納付のために金融機関等に行く手間と時間を省くことができ便利です。

●口座振替 (口座からの引き落とし)

【必要なもの】

- ・本人確認書類 (マイナンバーカード・運転免許証等)
- ・年金手帳など基礎年金番号の分かるもの
- ・通帳
- ・金融機関届出の印鑑

【手続き先】

預貯金口座をお持ちの金融機関、年金事務所または市役所

●クレジットカード納付

【必要なもの】

- ・本人確認書類 (マイナンバーカード・運転免許証等)
- ・年金手帳など基礎年金番号の分かるもの
- ・クレジットカード

【手続き先】 年金事務所または市役所

お得 まとめて前払い (前納) することで、毎月納付するよりも保険料の割り引きになります。

●保険料は年齢や所得に関わらず一律の月額です。保険料は納付期限 (納付対象月の翌月末日) までに納めてください。納めないと、障害年金や遺族年金を受給できない場合がありますので、忘れずに納めることが大切です。

●一番お得な納付方法は「口座振替での2年前納」です。令和4年度分以降の国民年金保険料の前納を希望するときは、申し込みください。

●納付方法を指定しないときは「納付書」による現金払いとなり、国民年金第1号被保険者へ、4月初旬に新年度分の納付書が送られます (下記の表※1です)。納付書による2年前納を希望するときは、申し込みが必要です。

●割引額や申込期限は下記の表のとおり、納付方法と前納区分によって異なります。

納付方法	納付書・クレジットカード		口座振替		納付方法の申込期限		
	納付額	割引額	納付額	割引額	納付書	クレジットカード	口座振替
毎月納付	22 (令和4) 年度保険料 月額 1万6,590円				申し込み不要 4月に届きます (※1)	随時	随時
当月末振替 《口座振替のみ》	—	—	1万6,540円	50円	—	—	随時
6カ月前納 《4月分～9月分》	9万8,730円	810円	[9万8,530円]	[1,130円]	申し込み不要 4月に届きます (※1)	2月末	2月末
1年前納 《4月分～23 (令和5) 年3月分》	19万5,550円	3,530円	[19万5,140円]	[4,180円]	申し込み不要 4月に届きます (※1)	2月末	2月末
2年前納 《4月分～24 (令和6) 年3月分》	[38万3,810円]	[1万4,590円]	[38万2,550円]	[1万5,850円]	3月末	2月末	2月末

●年月の記載のあるものは、現在、受付している対象期間です。申込期限が過ぎても随時お受けしていますので、ご相談ください。

●[カッコ]が付いている額は、21 (令和3) 年度の額です。22 (令和4) 年度の割引額は、1月下旬に厚生労働省から公表される予定です。

年金を増やす

●付加保険料

国民年金第1号被保険者・任意加入被保険者 (65歳以上の方を除く) の方は、定額の保険料に付加保険料 (月額400円) を上乗せして納付することで、受給する年金額を増やすことができます。

加入は申し込んだ月分からで、国民年金保険料と同じく前納による割引があります。

※iDeCoに加入している方も納めることができますが、掛金の限度額に影響がありますので、ご注意ください。

【将来受け取る付加年金額 (年額)】 200円×付加保険料納付月数

【必要なもの】 ・本人確認書類 (マイナンバーカード・運転免許証等)
・年金手帳など基礎年金番号の分かるもの

【手続き先】 年金事務所または市役所

付加年金 受取額の目安		
納付年数	付加保険料納付総額	老齢基礎年金に上乗せされる額 (年額)
1年	4,800円	2,400円
20年	9万6,000円	4万8,000円
40年	19万2,000円	9万6,000円

●国民年金基金

自営業やフリーランスなどの国民年金第1号被保険者には、厚生年金に相当する制度として、ご自身で上乗せする「国民年金基金」があります。

※国民年金基金に加入している方は、付加保険料を納めることができません。

【詳しくはお問い合わせください】

全国国民年金基金 (☎0120-65-4192)

年金手帳の発行が終了します

年金手帳の発行が廃止され、4月以降は「基礎年金番号通知書」の発行に切り替わります。

お手元にある年金手帳は、今後も“基礎年金番号の分かるもの”として使用することができます。

紛失・き損して手帳再交付を希望される場合は、お早めにご手続きを行ってください。

※4月以降に発行開始する番号通知書等も同じ用途でお使いいただけるので、必ずしも手帳再交付は必要ありません。

※既に老齢年金を受給されている方は、年金手帳は必要ありません。

【再交付に必要なもの】 本人確認書類 (マイナンバーカード・運転免許証等)
【手続き先】 年金事務所または市役所